

独立行政法人中小企業基盤整備機構法人文書の開示の実施の方法及び開示に係る手数料に関する要領

平成16年7月1日

要領16第2号

改正 要領18第4号

改正 要領23第49号

改正 要領28第35号

第1章 総則

(総則)

第1条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）における法人文書の開示の実施の方法（以下「開示方法」という。）及び開示に係る手数料に関する取扱いについては、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「法人文書」とは、機構の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、機構の役員又は職員が組織的に用いるものとして、機構が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

第2章 法人文書の開示方法

(法人文書の開示方法)

第3条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- 一 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号イに規定するもの）
- 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番（以下

- 「A 1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの
- 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの
- 四 スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。)  
当該スライドを専用機器により映写したもの
- 2 次の各号に掲げる文章又は図面の法第15条第1項の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- 一 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。)次に掲げる方法(口及びハに掲げる方法にあっては当該文書又は図面の保存支障を生じるおそれがなく、かつ、法人がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図面の開示を実施することができる場合に限る。
- イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(口に掲げる方法に該当するものを除く。)ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(口に掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。)又は光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号ホにおいて同じ。)に複写したものの交付
- 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付
- 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- 四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- 一 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)  
又は録音ディスク 次に掲げる方法
- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C556

8に適合する記録時間120分のものに限る。別表の五の項口において同じ。)に複製したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複製したものの交付

三 電磁的記録(前2号、次号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であつて、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の七の項口において同じ。)により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)

ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複製したものの交付

四 電磁的記録(前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。) 次に掲げる方法であつて、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イからハまでに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表の七の項口において同じ。)に複製したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格14833、15895又は15307に適合するものに限る。別表の七の項口において同じ。)に複製したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。別表の七の項口において同じ。)に複製したものの交付

4 映画フィルムの開示方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複製したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴す

る場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- 二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

### 第3章 法人文書の開示に係る手数料

(手数料の額等)

第4条 法人文書の開示に係る手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示請求に係る法人文書一件につき300円
- 二 開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。） 開示を受ける法人文書一件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円（次のイからへのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからへに定める額。以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、300円を超えると時（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えると時を除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。
  - イ 法第12条第1項の規定に基づき、独立行政法人等から事案が移送された場合（ハに掲げる場合を除く。） 当該独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額（以下この号において「開示請求手数料相当額」という。）
  - ロ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第12条の2第1項の規定に基づき、行政機関の長（行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）から事案が移送された場合（二に掲げる場合を除く。） 300円
  - ハ 法第12条第1項の規定に基づき独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち機構が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額
  - ニ 行政機関情報公開法第12条の2第1項の規定に基づき行政機関の長から行政文書の一部について移送された場合 300円のうち機構が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額
  - ホ 法第12条の規定に基づき独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場

合 300円のうち機構が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

へ 法第13条の規定に基づき行政機関の長に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち機構が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額

2 開示請求をした者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、現金又は銀行振込で納付しなければならない。

4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

（手数料の減免）

第5条 理事長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項及び第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を理事長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

#### 第4章 補則

(開示に係る窓口等)

第6条 法人文書の開示に係る窓口及び法人文書ファイル管理簿の閲覧所は、次の各号に定めるところとする。

- 一 本部 総務部 総務課
- 二 地域本部（関東本部を除く） 企画調整課

(要領の細則)

第7条 この要領に定めるもののほか、法人文書の開示に関する必要な事項は、別に定める。

(要領の閲覧)

第8条 この要領は、その改定に係る作業その他その整備上必要な場合を除き、閲覧所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（要領18第4号）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（要領23第49号）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（要領28第35号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。